

西尾市保育士等就職準備金 貸付制度の手引き

西尾市 子ども部 保育課

目次

1. 保育士等就職準備金貸付制度の概要	1
2. 申請の手続き	3
3. 貸付決定後の手続き	4
4. 貸付の契約が解除になるとき	5
5. 保育所等に勤務し始めてから必要なこと	6
6. 就職準備金の返還	7
7. 就職準備金の返還免除の手続き	8
8. よくあるご質問(Q & A)	9

【お問い合わせ先】

西尾市 子ども部保育課 就職準備金担当

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

電話：0563-65-2110

FAX：0563-54-9244

Mail：kodomom@city.nishio.lg.jp



【各種様式の掲載先（西尾市ホームページ）】

ホーム＞市政情報＞職員採用・人事行政＞会計年度任用職員＞西尾市保育士等就職準備金貸付制度

1. 保育士等就職準備金貸付制度の概要

1 貸付制度について（西尾市保育士等就職準備金貸付条例）

この制度は、養成施設等に在学している学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士等として勤務することとなっている方に対して保育所等に就職するために必要となる経費を貸し付ける制度です。西尾市内の保育所等に保育士等として勤務する意思のある方に対し、就職に必要な経費を貸し付けることで、市内における保育士等の確保を図ることを目的としています。

なお、卒業後西尾市の保育所等に2年以上勤務すると、借り受けた貸付金の返還が全額免除されます。

○養成施設等

指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校。）及び幼稚園教諭の普通免許状を取得することができる大学並びに専修学校

○保育所等

西尾市内の認可保育所、認定こども園及び幼稚園

○保育士等

保育士及び幼稚園教諭等（西尾市保育士等就職準備金貸付条例第2条第2号に規定する教員。）ただし、西尾市の正規職員（保育・教諭職）は除く

※貸付けの申請にあたって

この制度は、市内の保育士等の人材確保を図ることを目的とした貸付制度であるため、返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

2 就職準備金の内容

保育所等に就職するために必要な資金について貸し付けます。

3 貸付対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方が対象です。

- (1) 養成施設等を卒業後、直ちに西尾市会計年度任用職員（保育・教諭職）、市内の民間認可園（保育所、認定こども園、幼稚園）に就職が内定し継続して2年以上保育士等として勤務する意思のある方。
- (2) 1日6時間以上かつ月平均20日以上保育業務に従事予定である方。
- (3) 過去に他の団体などから、この就職準備金と同種の貸付や給付を受けていない方。

4 貸付金額

最大50万円を一括で指定口座に振り込みます。

各年度の応募者数によっては満額貸付とならない場合があります。

5 貸付利子

貸付利子は無利子です。なお、返還事由に該当した際、定められた日までに返還されない場合は、延滞金を返還金と併せて納入していただきます。

6 返還期間

返還期間は、返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年を限度とした期間内です。

7 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当したときは返還を免除することができます。

- (1) 養成施設等を卒業後、直ちに市内の保育所等に就職し、かつ継続して一定期間以上勤務したとき（下記の表を参照）。
- (2) 借受人が死亡したとき。
- (4) 心身の障害により、市内保育所等で継続して保育業務に従事することが困難となったとき。

従事期間	免除額
2年以上	貸し付けた額の全額
1年以上2年未満	貸し付けた額の2分の1に相当する額

8 貸付金の返還

次のいずれかに該当したときは、返還額、返還期限及び返還方法を定めて返還していただきます。

- (1) 養成施設等を卒業後、直ちに保育所等に就職しなかったとき。
- (2) 保育所等を2年未満で退職したとき。
- (3) 保育所等へ就職後2年に満たない間に、勤務形態が1日当たり6時間未満、かつ、月平均20日未満となったとき。
- (4) 保育所等へ就職後2年に満たない間に、雇用の身分が、西尾市の正規職員（保育、教諭職）となったとき。



2. 申請の手続き

1 申請から決定の流れ

(1) 就職準備資金の貸付申請

申請書等は、西尾市保育課で配布しているほか、本市ホームページからダウンロードできます。必要事項を記入したのち、添付書類と併せて保育課に提出してください。

【申請書等】

- ☐ 西尾市保育士等就職準備金貸付申請書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
- ☐ 誓約書（様式第2号）・・・・・・・・・・ 1部

【添付書類】

- ☐ 雇用関係を証する書類の写し（採用通知・内定通知等）・・・・・・・・・・ 1部
- ☐ 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得見込み証明書・・・・・・・・・・ 1部
- ☐ 申請者の住民票の写し・・・・・・・・・・ 1部（※）
- ☐ 連帯保証人の所得が確認できる書類（最新の所得証明書）・・・・・・・・ 1部（※）
- ☐ 連帯保証人の納税が確認できる書類（最新の完納証明書）・・・・・・・・ 1部（※）

※以下の時点で住民登録している市区町村で取得してください。ただし西尾市に住民登録している方は提出を省略できます。

住民票の写し：申請日時点

所得証明書及び完納証明書：令和8年1月1日時点

<注意点>

- ・提出書類は消せるボールペンで記入しないでください。
- ・書類を訂正する際は、二重線で抹消し訂正してください。（修正テープ等は不可）
- ・連帯保証人の要件は、貸付金の返還に足りる資力を有すると認められる方です。

(2) 貸付け審査・可否決定

申請書類等を審査したのち、貸付けの可否を決定します。

審査結果については、「西尾市保育士等就職準備金貸付・不貸付決定通知書」により申請者に通知します。

2 申請受付期間

募集要項に定める期間

3 申請書類提出先

西尾市役所 1 階 保育課

※ 1 申請書類は、必ず申請者本人が直接持参してください。

※ 2 市役所の開庁時間（平日 9 時から 16 時）のみの受付です。



3. 貸付決定後の手続き

貸付決定者には通知文と併せて、「西尾市保育士等就職準備金貸付金金銭消費貸借契約書」を送付します。同時に送付する「西尾市保育士等就職準備金現況報告書（様式第7号）」は、就職してすぐの4月1日現在の状況報告書となりますので、送付文に記載された期日までに、勤務園にて証明を受け、保育課へご提出ください。

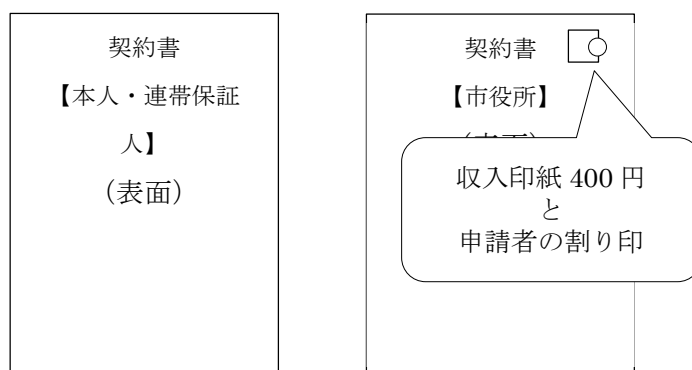
【必要書類】

□西尾市保育士等就職準備金金銭消費貸借契約書（様式第3号）・・・・・・・・・・3部

□西尾市保育士等就職準備金貸付請求書（様式第5号）・・・・・・・・・・1部

※1 貸付決定者および連帯保証人が契約書に押印する印鑑は必ず実印としてください。

※2 「消費貸借に関する契約書」に該当する文書であるため、提出していただく契約書3部のうち1部（市役所用）の表面右上に収入印紙400円を貼付してください。貼り付けた収入印紙に、申請者の割り印を押印してください。（契約額が10万円を超え50万円以下の場合、契約書1部につき400円の収入印紙の添付が必要です。）



【添付書類】

□申請者本人の印鑑登録証明書・・・・・・・・・・1部

□連帯保証人の印鑑登録証明書・・・・・・・・・・1部

<連帯保証人が申請時と変更した場合に提出>

□連帯保証人の所得が確認できる書類（最新の所得証明書）・・・・・・・・・・1部

□納税が確認できる書類（最新の完納証明書）・・・・・・・・・・1部

□西尾市保育士等就職準備金連帯保証人変更申請書（様式第4号）・・・・・・・・・・1部

4. 貸付の契約が解除になるとき

1 解除対象

契約後、次の事由に該当する場合は、契約解除となりますので、速やかに保育課へ連絡してください。

- (1) 養成施設等を退学、または休学等により修学の見込みがなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 「1. 保育士等就職準備金貸付制度の概要について 3 貸付対象者」の要件を満たさなくなったとき
- (4) 偽りその他不正な手段により、就職準備金の貸付けを受けたことが明らかになったとき
- (5) 貸付けを受けることを辞退するとき

2 提出書類

【上記(2)以外の場合】

□西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第6号（その1））・・・・・・・・・・1部

※借り受けた就職準備金の全額返還となりますので、詳しくは「6. 就職準備金の返還」を参照し、必要な手続きを行ってください。

【上記(2)の場合】

□死亡報告書（様式第8号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

□死亡診断書（コピー可）又は戸籍謄本等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※詳しくは「7. 就職準備金の返還免除」を参照し、必要な手続きを行ってください。



5. 保育所等に勤務し始めてから必要なこと

1 現況報告書の提出

就職開始直後、1年目終了後にそれぞれ現況報告書をご提出いただきます。保育課から必要書類を本人に送付しますので、送付文書に記載する期限までに保育課に提出してください。

【必要書類】

□西尾市保育士等就職準備金現況報告書（様式第7号）・・・・・・・・・・1部

2 その他の届出・申請事項

次の左欄の事由が生じた場合には、事由発生後速やかに保育課へ連絡するとともに、右欄の書類を提出してください。（必要に応じて、追加で書類を提出していただく場合があります。）

事由	提出書類
(1) 氏名・住所・電話番号等を変更するとき	□西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書
(2) 病気休暇、育児休業等の取得により、1か月以上勤務しない期間があるとき	□西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書 □雇用内容の変更がわかる書類（採用通知、辞令、雇用契約書等の写しなど）
(3) 勤務先を退職したとき転職するとき	
(4) 勤務形態が1日6時間かつ月平均20日に満たない形態に変更になったとき	
(5) 連帯保証人の氏名・住所・電話番号等に変更が生じたとき	□西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書
(6) 連帯保証人を変更するとき	□西尾市保育士等就職準備金連帯保証人変更申請書 □連帯保証人の資力が確認できる書類（例：所得課税証明書・納税証明書等）

※1 2年間以上従事する前に(3)、(4)の事由が生じた場合、借り受けた就職準備金は勤務年数に応じて返還となります。

※2 (2)から(4)の事由については、保育所等の長の証明が必要です。

6. 就職準備金の返還



1 返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた就職準備金を返還していただきますので、速やかに保育課へ連絡してください。

- (1) 「4. 契約の解除について」により、契約を解除されたとき。※「解除事由(2)死亡したとき」を除く
- (2) 養成施設等を卒業後、直ちに保育所等に保育士等として就職しなかったとき。
- (3) 保育所等を従事期間2年未満で退職したとき。
- (4) 保育所等における勤務形態が1日6時間かつ月平均20日に満たない形態に変更となったとき。

2 提出書類

事由	提出書類
(1) 契約の解除	☐ 西尾市保育士等就職準備金返還計画書（様式第10号）
(2) 卒業後、直ちに市内保育所等に保育士等として就業しなかったとき	
(3) 就業後、2年未満で退職	☐ 西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第6号その2） ☐ 西尾市保育士等就職準備金返還計画書（様式第10号）
(4) 勤務形態の変更	

3 返還期間および方法

返還の事由が発生した日の属する月の翌月から起算して1年以内を限度とした期間内に返還が必要です。一括払い・月払いなど支払方法と併せて相談させていただきます。

※返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、西尾市税外収入に係る延滞金に関する条例に規定する割合で計算した延滞金を返還金と併せて納入していただきます。

4 返還猶予について

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となります。各書類をご提出ください。

事由	提出書類
(1) 大学院に在学しているとき	☐ 西尾市保育士等就職準備金返還猶予申請書（様式第12号） ☐ 大学院に在学していることが確認できる書類
(2) 病気その他のやむを得ない理由により期日までの返還が困難となったとき	☐ 西尾市保育士等就職準備金返還猶予申請書（様式第12号） ☐ 事由を証明する書類（罹災証明、診断書等）

7. 返還免除の手続き

1 返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、就職準備金の全額または一部の返還が免除となりますので、速やかに保育課へ連絡してください。

【全額免除となる事由】

- (1) 養成施設等を卒業後直ちに市内の保育所等に就職し、保育士等として2年以上従事したとき。

※期間満了時期に保育課から必要書類を送付いたします。

- (2) 本人が死亡したとき。

- (3) 心身の障害により

次の事由に該当するとき。

【一部免除となる事由】

- (1) 保育所等を1年以上2年未満の従事で退職したとき。

※貸付額の2分の1が免除されます。。

【その他】

やむを得ない事情があると認められるときに、全部若しくは一部の返還を免除される場合があります。

病気休暇・育児休業等などの取得により1ヶ月以上勤務しない期間がある場合、勤務期間として算定されませんが、復職してから引き続き勤務期間として算定されます。

2 提出書類

事由	提出書類
(1) 保育所等で2年以上の従事	☐ 西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第9号） ☐ 従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類
(2) 死亡したとき	☐ 西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第9号） ☐ 死亡報告書（様式第8号）
(3) 心身障害による退職	☐ 西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第9号） ☐ 事由を証明する書類 （障害者手帳の写し、または障害者手帳取得のための診断書）
(4) 保育所等を、1年以上2年未満の従事で退職	☐ 西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第9号） ☐ 従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類



8. よくあるご質問（Q & A）

質問	回答
西尾市内に住んでいなくても貸付けを受けられますか。	新卒者であり、西尾市会計年度任用職員（保育、教諭職）、市内の民間園（認可保育所、認定こども園、幼稚園）に就職することが内定している方でしたら市外在住の方でも貸付けを受けることができます。
「保育所等」とは、こういった施設になりますか。	市内の公立・私立の認可保育所、私立の認定こども園、公立・私立の幼稚園です。
他の就職準備金との併給は可能ですか。	西尾市保育士等就職準備金と同種類の就職準備金その他これに類するものの貸付け又は給付との併給はできません。
パートタイム保育士でも、返済債務の免除対象となりますか。	雇用形態は正規雇用に限りますが、1日6時間以上かつ月平均20日以上勤務であることが免除対象の条件となります。
申請は保護者でも可能ですか。	申請者は貸付対象者になります。書類の提出は、申請者本人が直接持参してください。
貸付決定後、養成施設等に留年することになったとき、就職準備金の貸付けを受けることはできますか。	留年の場合、保育所等への就職ができないため契約解除となります。
産休・育休の期間は、勤務期間に含めることができるのでしょうか。	含めることはできません。ただし、休業期間を除いた2年間の勤務が全額免除の要件であり、復職後も休業前と同じ勤務地、勤務形態などであれば免除の対象になる場合があります。
保育所等での勤務が2年経過する前に、結婚して市外に引越すことになった場合はどうなりますか。 また、市外で働くこととなった場合はどうなりますか。	引き続き西尾市内の保育所等において保育士等として、勤務開始から2年間継続して勤務した場合、全額免除の対象となります。 お引越しのに伴い転職する場合は、市内の保育所等の保育士等として勤務した期間に応じて、返還の対象となります。
市内の保育所等で2年間勤務する前に子育てのために退職して、10年後に再度市内の保育所等で勤務する場合はどうなりますか。	退職する時点で再就職の見込・意思が確認できないため、勤務期間に応じた返還の対象となります。また、いったん返還を行っていた後は、その後再就職したとしても返還していただいた就職準備金をお戻しすることはできません。

卒業後就職した市内の保育所等を退職し、市内の他の保育所等に転職することは可能ですか。	可能です。期間を空けず引き続き保育士等として従事する場合、両方の従事期間を通算します。
返還となった場合、月賦での返還が困難となり、その月の返還期日までに返還できなかった場合どうなりますか。	正当な理由がない場合、一括返還となります。また、延滞金が発生した場合、併せて納付していただきます。
市内保育所等に就職後、2年未満で心身障害のため、保育士等として働けなくなった場合どうなりますか。	事由を証明する書類として、診断書、障害者手帳等の写しを提出いただき、継続勤務が困難と認められた場合は、貸付額全額が免除の対象となります。
貸付金は所得税の申告をする必要がありますか。	この貸付金は、西尾市会計年度任用職員は給与所得、民間認可保育所、認定こども園、幼稚園の職員は一時所得扱いとなり、返還免除決定となった日の属する年に申告が必要となる場合があります。

